電気事業法に基づく PCB を含有する電気工作物の届出 (参考条文)

電気関係報告規則

(公害防止等に関する届出)

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出 期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者(当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属 するものである場合には、経済産業大臣)へ届け出なければならない。(以下略)

(表中の条文は一部省略して表記)

(表中の余文は一部省略して表記)			
届出を要する場合	届出	届出事項	届出先
	期限		
一 大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい	あらか	当該変更に係る事項	経済産業大
煙発生施設に該当する電気工作物を設置する場	じめ		臣 (以下略)
合又はばい煙発生施設に該当する電気工作物の			
使用の方法であつてばい煙量、ばい煙濃度若しく			
は煙突の有効高さに係るものを変更する場合			
三 ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項			
に規定する特定施設に該当する電気工作物を設			
置する場合又は特定施設に該当する電気工作物			
の使用の方法であつてダイオキシン類の排出量			
に係るものを変更する場合			
十五の二 現に設置している又は予備として有し	判明し	当該電気工作物を設置している又は予備とし	当該電気工
ている別に告示する電気工作物(※)であつてポ	た後遅	て有している者の氏名又は名称及び住所若し	作物を設置
リ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する	滞なく	くは法人にあつては代表者の氏名、当該電気工	している又
ものであることが判明した場合(直ちに、当該電		作物を設置している又は予備として保管して	は予備とし
気工作物を廃止し、第十七号の二の届出をする場		いる工場若しくは事業場の名称及び所在地並	て保管して
合を除く。)		びに当該電気工作物の種類、定格、製造者名、	いる場所を
		型式、設置又は予備の別、製造年月及び設置年	管轄する産
		月	業保安監督
			部長
十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四	変更又	変更のあつた事項(電気事業者が法第九条第二	当該施設又
号、第六号若しくは第十五号の二の電気工作物	は廃止	項(法第六条第二項第二号の事項の変更に限	は当該電気
(中略)を設置する者の氏名若しくは名称、住所	の後遅	る。) の届出をする場合を除く。)	工作物の設
若しくは法人にあつてはその代表者の氏名若し	滞なく		置の場所を
くは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地			管轄する産
(中略) 又は第十五号の二の電気工作物の設置若			業保安監督
しくは予備の別に変更があった場合			部長(以下
			略)
十七の二 別に告示する電気工作物(※)であつて	廃止の	当該電気工作物を廃止した者の氏名又は名称	当該電気工
ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用す	後遅滞	及び住所、当該電気工作物が設置されていた又	作物が設置
るものを廃止した場合	なく	は予備として保管していた工場若しくは事業	されていた
		場の名称及び所在地、当該電気工作物の種類、	場所を管轄
		定格、製造者名、型式、製造年月、設置年月及	する産業保
		び廃止年月並びに廃止の理由及び内容	安監督部長

[※] 告示 (平成16年経済産業省告示67号) において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、OFケーブルなど12の電気工作物が掲げられている。